#### 事業継続力強化支援事業の目標

# I 現状

※南郷地区は本計画に含めない。

## (1) 地域の災害リスク

八戸地域は、三陸沖や青森県東方沖を主たる震源域とする地震、それに伴う津波に幾度となく見舞われ、被害を受けてきた地域である。昭和43(1968)年の十勝沖地震、平成6(1994)年の三陸はるか沖地震、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録した平成23(2011)年の東日本大震災のほか、昭和35(1936)年のチリ地震津波のように遠地で発生する地震によっても津波被害を受けることがある。また、風水害についても、平成18(2006)年の大雨・暴風、平成25(2013)年の台風第18号、観測史上初めて東北地方の太平洋側から上陸した平成28年(2016)年の台風第10号など、大雨による河川の氾濫や浸水被害、土砂災害といった被害を受けている。特に近年は、地球温暖化に伴う気候変動等の影響により豪雨災害が増加していることに留意する必要がある。

### (地震・津波:地震・津波被害想定調査)

大規模な地震・津波が発生した場合の被害を想定した平成 24・25(2012・2013)年度青森県地震・津波被害想定調査によると、市内の最大震度は6強で、死者数は約18,000人、全壊建物数は約38,000棟と想定されている。

## (津波:津波浸水想定、津波ハザードマップ)

令和 3(2021)年 5 月 27 日 (木) に県が公表した津波浸水想定によると、市内の最大津波高は 26.1mで、沿岸部では浸水深が 20m を超えるところがあるほか、標高の低い平野部や河口、川沿いを中心に広い範囲で浸水が想定されている。津波の影響を受けやすい沿岸部には水産加工業や製造業が集積している。

\*津波ハザードマップは従来の想定(平成24(2012)年10月の津波浸水予測図)で作成されており、現在、新たな津波浸水想定を反映させるため改訂作業中である。

(令和3(2021)年11月現在)

#### (洪水:洪水ハザードマップ)

洪水ハザードマップには、馬淵川や新井田川、五戸川、奥入瀬川などが想定最大規模の降雨(千年以上に一度の頻度)により氾濫した場合の浸水する範囲や深さが示されている。これによれば、川沿いを中心に水深が 20.0mを超えるところがあるほか、標高の低い平野部や河口を中心に広い範囲で浸水が想定されている。地域特性として馬淵川や新井田川は市の中心部を貫流しているため、河川が氾濫した場合の被害が大きくなるおそれがある。

### (土砂災害:土砂災害ハザードマップ)

土砂災害ハザードマップには、がけ崩れや土石流、地すべりなど、土砂災害が発生する おそれのある区域(土砂災害警戒区域)が示されている。これによれば、市内には 244 箇 所の土砂災害警戒区域があり、市全域に点在している。

#### (感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が進んでいるが、感染拡大と縮小を繰り返し、収束の目途はたっていない。今後も未知の感染症が発生する可能性があり全国的かつ急速なまん延により、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

### (2) 商工業者の状況

<当市内の事業所数及び主な業種別割合>

- ・商工業事業所数11,225事業所(平成28(2016)年現在)
- ・うち小規模事業所数 7,770事業所(平成28(2016)年現在)

# 【内 訳】

	1		
業種	2 0 1	6年市内事業所	備考
	事業所数	うち小規模事業所数	(事業所の立地状況等)
建設	968	849	
製造	585	423	沿岸部・北インター工業団地に 集積傾向
運輸等	346	234	河原木・長苗代に集積傾向
卸売・小売	3, 093	1, 960	卸売は卸センター・流通センターに 集積傾向
金融・保険	243	104	
不動産・ 物品賃貸	734	659	
学術研究・ 専門・技術 サービス	364	260	
宿泊・飲食	1, 554	1, 155	中心街区に多い傾向
生活関連 サービス等	1, 208	1,019	
教育・ 学習支援	371	257	
医療・福祉	893	362	
その他	866	488	
合計	11, 225	7, 770	

出典:「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、「平成28年経済センサス-活動調査」を加工して作成

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031725122&fileKind=1

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

地域防災の充実を図るため、八戸市地域防災計画や八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画等に基づき、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、防災力の強化に取り組んでいる。主な取組は以下のとおり。

#### ①防災意識の醸成

学校における防災教育の充実、防災に関する市民意識の啓発、震災の伝承、ハザードマップの作成・配布

# ②防災訓練の充実

市総合防災訓練の実施や地区防災訓練への支援

### ③防災体制の強化

避難所運営体制の整備、災害の種別に応じた避難場所・避難路の選定、災害情報の伝達体制の充実、民間事業者との災害応援体制の構築、備蓄の推進

#### ④地域における防災力の強化

自主防災組織の設立支援及びリーダーの育成、災害時要援護者支援体制の整備、ボランティア体制の整備

# ※感染症対策

新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合については、新型インフルエンザ等対 策八戸市行動計画に基づき、その感染の発生段階に応じて、関係機関と連携しながら必 要な感染症対策を実施することとしている。

#### 2) 当所の取組

- ①事業者BCPに関する国の施策の周知 事業継続力強化計画の認定制度等、施策を周知。
- ②事業継続力強化のためのセミナーの開催
  - ・専門家を活用した事業者BCP策定セミナーの実施。
  - ・事業者BCP策定に関するWebセミナーの紹介。
  - ・感染症対策のためのウェブ会議・テレワーク導入セミナー、持続化補助金支援等を 通じて低感染リスクのビジネスモデルの導入・転換を支援。
- ③商工会議所の経営リスクの担保を目的とした団体保険制度への加入促進
  - ・ビジネス総合保険制度

賠償責任リスクの補償、事業休業の補償、財産・工事に関わる補償を一本化した 制度。災害(火災、風災、水災、雪災、地震等)にあった際の休業損失を補償。

・業務災害補償プラン

労災事故が発生した際の従業員に対する補償及び労災事故の発生が企業の責任 と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任を補償する制度。オプションで、業務中の天災(地震、噴火、津波等)による怪我等も補償。

・休業補償プラン

病気やケガによる休業時の所得減を補償する制度。新型コロナウイルス感染症にも対応。

• 生命共済制度

業務内外に関わらず役員及び従業員の病気・災害による死亡・事故による入院を保障する制度。新型コロナウイルス感染症にも対応。

④当所BCPの策定

当所では、事務局の活動を早急に再開し地域事業所の復旧に尽力しなければならないことから、事業の継続・復旧期間の短縮を目的として、災害時の具体的な体制やマニュアル等を定めた当所BCP「八戸商工会議所 災害時対応・事業継続対応(復旧)」を平成25(2013)年4月に策定し、毎年4月に改訂している。

⑤防災訓練の実施

当所では年2回、当会館内のテナントを含めた火災に備えた防災訓練を実施。

⑥防災備品の備蓄

当所が備蓄(一部購入予定備品含む)している物資項目は以下のとおり。

(令和4(2022)年1月現在)

・食料品の備蓄、携帯品

食料品(約45人分)、飲料水(1人1日3リットル×45名分)、 救急医薬品セット、災害時対応マニュアル、職員名簿(連絡先記載のもの)、 携帯ラジオ(手巻充電式)、懐中電灯、予備電池、軍手、ヘルメット

· 防災 · 復旧用品

防水シート、ビニールシート・テープ、スコップ、拡声器、照明器具(電池式)、 予備電池、のこぎり、バール、ペンチ・ハンマー

保護・救護用品

救急箱(医薬品、包帯等)、ヘルメット(避難者、帰宅困難者用)、タオル、毛布

・生活用品・その他

缶切り、十徳ナイフ、鍋・ヤカン、紙皿、紙コップ、スプーン、はし、トイレットペーパー、ゴミ袋、ビニール袋、紙、鉛筆、油性ペン、洗面用具(石鹸)、簡易トイレ、カメラ、予備電池

⑦広域連携協定の締結(令和2(2020)年3月18日)

当所は、藤沢商工会議所(神奈川)、いわき商工会議所(福島)、高山村商工会(群馬)との間で、「大規模地震等災害時の相互支援及び産業、観光、文化等の発展と地域経済活性化の推進における包括的連携協力」を締結し、大規模災害時の職員の派遣・義援金・支援物資に係る相互支援、地域産業の振興・発展、観光・地域物産品・特産品等の普及・振興に関する取組みなどについて相互に連携を図ることとした。

#### Ⅱ 課題

①小規模事業者の防災・減災対策

小規模事業者は、必要性を感じてはいるもののBCP策定や保険加入・感染症対策など、具体的に取組が進んでいるとは言い難い。令和2(2020)年9月の当所経済動向調査において、市内事業所に行ったBCP策定に関する意識調査では、「策定済」または「策定中・見直し中」が8.6%にとどまり、「必要と思うが策定していない」が77.8%、「今後も必要ない」が6.6%となっている。

②災害発生時の対応

当所では、災害時に青森県・当市からの要請に基づき地域商工業者に被害状況をヒアリングしているが、当市との協力体制や被害状況の確認方法等について明確なルールが整備されていない。

③当所の支援体制

当所では、小規模事業者に対する事業者BCPの周知を図っているが、具体的なBCP 策定のノウハウや、保険・共済に対する助言を行える職員の能力が十分とは言い難い状況 である。

# Ⅲ 目標

①小規模事業者への災害リスクと事前対策の必要性の周知

小規模事業者に対して、八戸地域の災害リスク・感染症リスク・事業者BCP策定の重要性を周知するとともに、事業継続力強化計画の認定制度によるメリット等を周知しBCP策定意欲を醸成するとともに、防災備蓄・地震対策の推進、保険・共済への加入促進を図る。

②当所と当市の連携・連絡体制の構築 発災時・非常時における情報収集を円滑に行うため、当所と当市との間における情報共 有体制を構築する。

③事業者BCP支援のための組織体制の構築・強化

事業者BCPの策定支援の実施・充実を図るための体制づくりと指導員の能力向上を図る。また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制をあらかじめ構築しておく。

#### ※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

## (1) **事業の実施期間**(令和4(2022)年4月1日~令和9(2027)年3月31日)

# (2) 事業の内容

## <1. 事前の対策>

## 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知と BCP 策定推進

- ①当所会報や当市広報、ホームページ、メールマガジン等で、地域の災害リスクや、 事業者BCP策定の重要性、事業継続力強化計画の認定制度を周知する。
- ②当所の各部会や女性会・青年部等の会議時に、事業者BCPや行政の施策を周知・案内する。
- ③窓口・巡回指導時に、当市ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の災害リスクを説明する。
- ④専門家を講師としたセミナーを実施し、事業者BCPの普及啓発や行政の施策を紹介する。
- ⑤事業者BCP策定を足掛かりに、耐震設備の設置・什器の固定等や対応マニュアル整備の実施を指導及び助言する。
- ⑥事業所規模や立地に合わせて、事業継続に適切な保険を紹介するなど小規模事業者のリスクファイナンスの導入を推進する。
- ⑦事業者BCPに関連するセミナー等に、指導員や職員の積極的参加を促すことで、指導員の能力向上を図る。

# 2) 当所BCPの策定

- ①当所は、平成25(2013)年4月当所BCPを策定し、毎年度4月に改訂する。
- ②当所BCPの策定と関連し、災害対策備品を確保するとともに維持、管理に努める。

## 3) 関係機関との連携

①全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの引受保険会社である、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、大同火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。

#### 4) フォローアップ

- ①小規模事業者に対して事業者BCP取組状況のアンケートを実施する。
- ②当所と当市の関係部署において年度当初に連絡会議を開催し、状況確認や改善 点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害が発生したと想定し、当市との連絡ルートの確認を行う(訓練は、必要に応じて実施し、結果を踏まえ本計画の見直し等の参考にする)。
- ②訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

#### 6) 小規模事業者の感染症対策支援

- ①業種別ガイドラインの周知や補助金の紹介など、感染症対策の情報提供を行う。
- ②マスク・消毒液等の感染防止対策資材の備蓄の必要性を説明・案内する。
- ③事業所内の換気設備やパーティション、非接触入場者体温測定機器設置等の必要性を周知する。
- ④ I Tを用いた非接触・非対面環境の構築、テレワーク環境の整備の必要性を説明・案内する。

# < 2. 発災後の対策>

1) 当市は八戸市地域防災計画で、風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等を定めている。

特に発生当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

事業者の被災状況については、当所と協力して情報収集にあたる。

- 2) 八戸市地域防災計画では、発災時における当所の処理すべき事務又は業務の大綱を、 以下のとおり規定している。
  - 1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
  - 2. 災害時における物価安定についての協力に関すること。
  - 3. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに 関すること。

当所は、八戸市地域防災計画及び当所BCPに基づき下記の手順で所内の被災状況及び対策を確認するとともに、地区内の被害状況を調査し、関係機関へ連絡する。

- ア) 応急対策の実施可否の確認
  - ①役職員の安否確認(発災後2時間以内)
  - ②勤務可能な人員の把握
- イ) 応急対策の方針決定
  - ①当所の被災状況や勤務可能な職員数から、優先的に対処すべき業務を決定する。
  - ②大まかな被害状況を確認し、情報共有する。(発災後3日以内)
  - ③災害状況(エリア内人的・建物含む)の掌握として、商店街や業種組合、市内の主な会員企業等に対し、安全確保したうえでの現場確認や電話等によりヒアリングを行い、市内の被害情報を収集する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・ 半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、 もしくは、交通網が遮断されており、状況の確認 ができない。
被害がある	・地区内事業所で「屋根・トタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

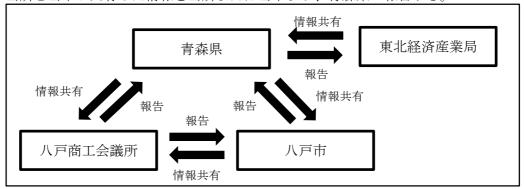
④感染症流行の場合、当市で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画 [改訂版]」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行う。

#### <3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制>

- 1) 当所と当市は、自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な把握及び情報共有を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築しておく。
- 2) 二次被害を防止するため、被災地で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- 3) 当所と当市は、発災時には、原則以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に3回共有する
1週間~2週間	1日に2回共有する
2週間~1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

4) 当所と当市が共有した情報を当所または当市より、青森県へ報告する。



⑤感染症流行の場合、国や青森県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を青森県が指定する方法で、当所または当市より青森県へ報告する。

## < 4. 応急対策時の小規模事業者に対する支援>

- 1) 当所と当市は、役割を協議したうえで、安全性が確保された場所においてそれぞれ相談窓口を開設する。
  - ・原則、八戸商工会館2階事務所及び八戸市商工労働観光部商工課に設置する。
  - ・当市は罹災証明の発行等、当所は融資等の相談を担当する。
  - ・当所は国、青森県、日本商工会議所の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- 2) 応急時に有効な被災事業者支援施策(国・青森県・市の施策)について、小規模事業者等へ周知する。発信方法は当所会報、当市広報、ホームページ、メールマガジン、訪問、電話、FAX等、有効な手法を使用する。
- 3) 小規模事業者の被害状況と併せ経営状況の詳細を確認する。
- 4) 小規模事業者間での情報、物資等の相互利用について仲介に努める。
- 5) 感染症流行の場合、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策の案内や相談窓口を開設する。

## < 5. 小規模事業者に対する復興支援>

- 1) 青森県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援 を行う。
- 2) 災害復興に係る緊急要望の取りまとめを行い、行政や関係機関に対し要望活動を実施する。
- 3) 行政や関係機関などから打ち出される事業者向け各種支援メニューを活かし、早期の事業活動正常化を支援する。
- 4)被害規模が大きく、当所の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談し、対応を図る。
- 5) 感染症流行の場合、事業活動に影響を受けた小規模事業者を対象とした支援策の案内 や相談窓口の開設を行うほか、復興後を見据え、変化に対応したビジネスモデルへの 対応を支援する。

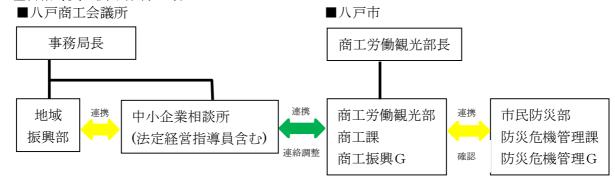
# ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4(2022)1月現在)

(1) **実施体制**(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規 定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
  - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 北山 和久 (連絡先は後述(3)①参照)
  - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。
    - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
    - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
  - ①商工会/商工会議所

八戸商工会議所 中小企業相談所

〒031-8511 青森県八戸市堀端町 2-3

TEL: 0178-43-5111 / FAX: 0178-46-2810

E-mail: soumu@8cci.or.jp

## ②関係市町村

八戸市 商工労働観光部 商工課 商工振興グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館5階

TEL: 0178-43-9242 / FAX: 0178-43-2256 E-mail: shoko@citv. hachinohe. aomori. ip

八戸市 市民防災部 防災危機管理課 防災危機管理グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館2階

TEL: 0178-43-2147 / FAX: 0178-45-0099 E-mail: bousai@city. hachinohe. aomori. jp

## ※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
必要な資金の額	500	500	500	500	500
1. 専門家派遣費 2. 連絡会議運営費 3. セミナー開催費	120 30 200	120 30 200	120 30 200	120 30 200	120 30 200
4. チラシ作成・広報費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

割	哥達	方	法
H		-/-	1-

青森県 小規模事業経営支援事業費補助金、会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。